

平成31年3月4日

会 員 各 位

協 同 組 合 近 畿 整 骨 師 会
理 事 長 田 村 公 伸
保 険 部 長 川 本 大 作

保 険 部 連 絡

拝啓 平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、平成31年2月28日付事務連絡で厚生労働省保険局医療課より「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」が発出されました。

内容としては、天皇の即位の日（2019年5月1日）及び即位礼正殿の儀（2019年10月22日）並びに平成31年4月30日及び5月2日は休日となります。

この休日の取扱いについての解釈資料です。

以下、内容です。

この休日は休日加算の対象となる日か	→	休日加算の算定の対象となる休日です
この休日を休術日としている場合	→	急患などでやむを得なく施術した場合は 休日加算算定可
この休日を臨時の施術日とした場合	→	休日加算算定不可 ただし、休日を臨時の施術日とした日の施術所の施術時間外において、急患などでやむを得なく施術した場合は休日加算算定可、この場合時間外加算、または深夜加算との重複算定は不可
その他の長期連休においても同様の取扱い		

詳しくは本会 HP に掲載しておりますのでご確認いただき遺漏なきよう取扱いの程宜しくお願い申し上げます。